

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 19 号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、「知事が定める」とした事項を次のように定め、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

平成 25 年 3 月 29 日  
栃木県保健福祉部障害福祉課

- 一 条例第 6 条第 1 項及び第 46 条第 1 項の規定に基づき知事が定めるものは、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）に定めるとおりとする。
- 二 条例第 46 条第 2 項及び第 206 条の規定に基づき知事が定めるものは、「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 540 号）に定めるとおりとする。
- 三 条例第 52 条第 1 項第 4 号及び第 202 条第 2 項の規定に基づき知事が定めるものは、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号）に定めるとおりとする。
- 四 条例第 81 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき知事が定める事項は、「厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 542 号）に定めるとおりとする。
- 五 条例第 85 条第 6 項、第 106 条第 6 項、第 147 条第 6 項及び第 158 条第 7 項の規定に基づき知事が定める事項は、「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 545 号）に定めるとおりとする。
- 六 条例第 115 条第 3 項の規定に基づき知事が定めるものは、「指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 547 号）に定めるとおりとする。
- 七 条例第 160 条及び第 172 条の規定に基づき知事が定める者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 171 条並びに第 184 条において準用する同令第 22 条及び第 144 条に規定する厚生労働大臣が定める者等」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 553 号）に定めるとおりとする。
- 八 条例附則第 5 条の規定に基づき知事が定めるものは、「厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホーム」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 535 号）に定めるとおりとする。